

2013. 12/11  
出生届差別記載・法務省再通知

法務省民一第989号

平成25年12月11日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長

「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載がされていない出生の届書等の  
取扱いについて(通知)

平成25年9月4日の最高裁判所大法廷決定において、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする民法第900条第4号ただし書前半部分の規定が憲法第14条第1項に違反する旨の判断がされたことを受け、当該部分を削る旨の民法の一部を改正する法律案が本月5日、参議院本会議で可決され、成立しました。法務省においては、この民法改正案と併せて、戸籍法第49条第2項第1号の「嫡出子又は嫡出でない子の別」を削除する法案の提出を検討しましたが、閣議決定に至りませんでした（なお、同趣旨の議員立法による改正案も国会に提出されましたが、成立に至りませんでした。）。

ついては、今般の民法改正に伴って戸籍事務の取扱いに変更が生じるものではありませんが、これまでの取扱いを適正かつ確実に実施する必要があることから、下記の留意事項について了知の上、貴管下支局長に周知するとともに、管内市区町村長への助言が適切にされるよう取り計らい願います。

記

1 出生の届書に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載がされていない場合  
の取扱いについて

出生の届出に当たり、届書の「父母との続き柄」欄に「嫡出子又は嫡出でない子の別」の記載がされていない場合については、引き続き、平成22年3月24日付け法務省民一第729号当職通知に基づき取り扱うこととし、届書に「嫡出子又は嫡出でない子の別」を記載するよう補正を求めても届出人がこれに応じない場合は、その記載を強いることなく、同通知1(2)及び5により、速やかに当該届書に係る出生の届出を受理することとする。

## 2 戸籍の続柄欄の記載の更正等について

嫡出でない子の戸籍における父母との続柄欄の記載の更正の申出（以下「更正申出」という。）及び更正に係る戸籍の再製の申出（以下「再製申出」という。）については、平成16年11月1日付け法務省民一第3008号民事局長通達等に基づき取り扱われているところ、再製申出の件数が更正申出の件数に比して著しく少なく（注）、同通達の取扱いについての周知が不十分である状況がうかがえる。

については、更正申出及び再製申出の制度についてより一層の周知に努めるとともに**更正申出があった場合には、届出人に対し、再製申出をすることができることについても十分に説明するように努めること**とされたい。（なお、詳細については、平成20年5月21日付け当課長補佐官事務連絡（別紙）も参照のこと。）

（注）平成25年3月31日までの累計件数

更正申出の件数：30,903件

再製申出の件数：4,664件

\*上記下線や文字の強調、枠内は編集によるもの。